

○広島県警察の地域警察運営に関する訓令

平成5年4月1日

本部訓令第13号

〔注〕平成19年4月から改正経過を注記した。

改正 平成5年12月本部訓令第31号

平成6年9月本部訓令第27号

平成6年9月本部訓令第28号

平成7年3月本部訓令第5号

平成7年12月本部訓令第28号

平成10年4月本部訓令第10号

平成11年11月本部訓令第22号

平成12年3月本部訓令第9号

平成12年8月本部訓令第35号

平成12年9月本部訓令第36号

平成12年12月本部訓令第39号

平成12年12月本部訓令第41号

平成13年3月本部訓令第3号

平成14年4月本部訓令第21号

平成14年12月本部訓令第49号

平成15年12月本部訓令第40号

平成16年4月本部訓令第9号

平成17年3月本部訓令第9号

平成18年3月本部訓令第9号

平成18年4月本部訓令第18号

平成19年4月本部訓令第15号

平成19年10月本部訓令第30号

平成19年12月本部訓令第33号

平成21年3月本部訓令第4号

平成21年12月本部訓令第31号

平成22年3月本部訓令第7号

平成22年7月本部訓令第26号

平成25年7月本部訓令第8号
平成25年12月本部訓令第18号
平成26年3月本部訓令第5号
平成28年1月本部訓令第2号
平成28年3月本部訓令第15号
平成29年7月本部訓令第15号
平成30年11月本部訓令第14号
令和2年3月本部訓令第7号
令和2年3月本部訓令第8号
令和2年3月本部訓令第9号
令和3年1月本部訓令第1号
令和4年3月本部訓令第16号
警察本部
警察学校
各警察署

広島県警察の地域警察運営に関する訓令を次のように定める。

広島県警察の地域警察運営に関する訓令

広島県警察の地域警察運営に関する訓令（平成元年広島県警察本部訓令第25号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第16条）

第2章 指導監督（第17条—第21条）

第3章 地域警察活動

第1節 交番、駐在所及び警察署所在地（第22条—第35条）

第2節 移動交番車、臨時派出所及び警備派出所（第36条—第39条）

第3節 警ら用無線自動車（第40条—第47条）

第3章の2 地域の生活安全センターとしての活動（第47条の2—第47条の5）

第4章 交番相談員（第47条の6）

第5章 雑則（第48条—第52条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 広島県警察における地域警察（以下「地域警察」という。）の運営については、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域警察官 規則第2条に規定する地域警察の任務（以下「地域警察の任務」という。）を遂行するため、常に警戒体制を保持し、すべての警察事象に即応する活動を行う警察官及び警察本部又は警察署において地域警察に関する事務に従事する警察官をいう。
- (2) 地域警察活動 地域警察官が地域警察の任務を遂行するために行う活動をいう。
- (3) 地域警察幹部 巡査部長以上の階級にある地域警察官をいう。
- (4) 所属長 地域部自動車警ら隊長（以下「自動車警ら隊長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）をいう。

(地域警察官の心構え)

第3条 地域警察官は、地域警察の任務を遂行するため、地域を担当する自覚と責任を持って、常に市民応接に配慮し、各種活動においてそれぞれの機能をより効果的に発揮させ、真に住民の立場に立った効率的な職務を執行し、住民の信頼と協力を得るよう努めなければならない。

(運用の方針)

第4条 所属長は、それぞれの所掌する地域警察の運用に当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 事件又は事故の地域的、時間的及び季節的発生状況、交通事情並びに住宅街、商店街等の地域的特性を考慮し、計画的かつ重点的な運用を図ること。
- (2) それぞれの勤務箇所における地域警察官の機能の特性が最高度に発揮されるよう、地域警察官相互の組合せ及び連携に考慮を払い、及び情報交換等を行うことにより、総合的な運用を図ること。

2 地域部地域課長（以下「地域課長」という。）は、地域警察の連携運用に関し必要があると認めるときは、その総合的調整を行うことができる。

(地域警察官の勤務制等)

第5条 地域警察官の勤務制及び勤務時間は、警察職員の勤務時間および休暇等に関する訓

令（昭和43年広島県警察本部訓令第5号）の定めるところによるものとする。

- 2 地域警察官（警備派出所に勤務する警察官及び日勤制の警察官を除く。）の1勤務日における勤務時間割の基準は、別表第1の地域警察官の勤務時間割基準表のとおりとする。ただし、所属長は、必要と認められる場合においては、各所属に係る当該基準を別に定めることができるものとする。

（一部改正〔平成30年本部訓令14号〕）

（特別勤務）

第6条 地域警察官は、必要と認められる場合において所属長の承認を受けたとき又は所属長から命ぜられた場合は、次に掲げる特別の任務を遂行するための地域警察活動を行う勤務（以下「特別勤務」という。）に従事するものとする。

- (1) 規則第15条第1項に規定する所管区（以下「所管区」という。）、規則第20条第1項に規定する受持区（以下「受持区」という。）、規則第21条の2に規定するブロック（以下「ブロック」という。）及び第25条の2第1項に規定する方面内における、地域住民への防犯、交通安全指導及び地域住民の行う防犯、交通安全運動へ協力するための活動
- (2) 担当の所管区、受持区、ブロック及び方面内の特別な治安情勢から必要がある場合における、事件・事故発生現場での活動
- (3) 緊急配備のための活動
- (4) 雑踏警備、輸送警備、交通機関への警乗、事故における捜索救助その他の警戒警備の際の警備要員としての活動
- (5) その他地域警察官が通常の勤務を通じて行うことが困難な特別な任務であるが、地域警察の目的に沿って行われる各種地域警察活動

- 2 所属長は、管内の治安情勢、警察事象等から特に必要があると認めるときは、地域警察官に特別勤務を命ずることができる。この場合において、特別勤務を行わせることによって通常の勤務が削減されることによる地域警察活動への影響を最小限にとどめるようにしなければならない。

（転用勤務）

第7条 所属長は、警察の総合的かつ効率的な運用の観点から判断して真にやむを得ない場合のほかは、地域警察官を看守、護送、当直、保護室の立会等の地域警察活動以外の活動を行う勤務（以下「転用勤務」という。）に従事させてはならない。

- 2 所属長は、地域警察官を転用勤務に従事させる場合の決定に当たっては、地域警察活動が著しく阻害されないよう、人選及び業務負担の均衡を考慮して判断しなければならない。

3 所属長は、地域警察官を14日以上の間継続して転用勤務に従事させる場合は、別記様式第1号による転用勤務承認申請書により、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を受けなければならない。

（一部改正〔平成28年本部訓令15号〕）

（事件又は事故の措置基準等）

第8条 規則第3条第1項の規定により地域警察官が行う事件又は事故の初動的な措置の基準は、別に定めるもののほか、別表第2の地域警察官の事件又は事故の措置基準によるものとする。ただし、署長は、別表第2の基準により難い特別の事情があるときは、別に指示することができる。

2 警察署の地域警察官が簡易書式例対象事件及び微罪処分対象事件を処理する場合は、別記様式第1号の2による地域警察官事件指揮簿を作成し、警察署の地域課（地域交通課のある警察署にあっては地域交通課という。以下同じ。）に保管しておくものとする。

（一部改正〔令和2年本部訓令9号〕）

（制服着用の例外）

第9条 規則第7条第1項ただし書に規定する特に指定された場合とは、警察官の服制に関する訓令（昭和33年広島県警察本部訓令第5号）第5条各号に掲げる場合とする。ただし、同条第1号から第3号までに掲げる場合にあっては、あらかじめ、所属長が私服の着用を命じ、又は承認したときに限るものとする。

（受傷事故に対する配慮）

第10条 地域警察官は、特に危険が予想される場合は、原則として警棒を把持して警戒に当たるものとする。

2 地域警察官は、事件又は事故の処理に当たっては、必要な器材を効果的に活用し、受傷事故の防止を図るものとする。

（一部改正〔平成28年本部訓令15号〕）

（基本計画）

第11条 署長は、地域警察の効率的運用を図るため、次に掲げる事項を内容とする基本計画を策定し、本部長の承認を受けなければならない。基本計画を変更する場合も、同様とする。

(1) 地域警察官の配置

(2) 警ら区及び機動警ら区の設定並びに警ら要点及び機動警ら要点の指定

(3) 受持区の設定

(4) その他必要な事項

(月間活動計画)

第12条 所属長は、所管の地域警察活動を計画的に行うため、次に掲げる事項を内容とする月間活動計画をあらかじめ策定するものとする。

(1) 活動重点

(2) 指揮監督及び指導教養（以下「指導監督」という。）の重点

(3) 月間内において実施すべき活動の予定

(4) 月間における日ごとの実働予定人員

2 所属長は、前項の月間活動計画の策定に当たっては、治安情勢等を勘案し、活動重点が効果的に実施されるよう考慮しなければならない。

(勤務例)

第13条 所属長は、勤務箇所ごとに、勤務時間割基準の運用例（以下「勤務例」という。）を策定しなければならない。

2 所属長は、勤務例の策定に当たっては、次に掲げる事項に配慮し、地域の実態に応じたものにしなければならない。

(1) 規則第21条の2に規定する統合運用等に配慮し、ブロック及び方面内の交番・駐在所勤務員が連携できるものとする。

(2) 勤務員が不在となる交番・駐在所が集中する時間帯を生じないように努めること。

(3) 管内実態の掌握に効果的な時間配分をすること。

(4) 管内の警戒力に間げきが生じないようにすること。

(勤務の変更)

第14条 警察署に勤務する地域警察官は、勤務例による勤務では処理が困難と認められる事件、事故等の事案が生じたときは、直属の地域警察幹部（夜間・休日等の執務時間外にあっては、当該警察署の当直主任者又は巡査部長以上の階級にある当直員。次項において同じ。）を経て勤務の変更に係る署長の承認を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ないと認められる場合は、必要な措置をとった後、速やかに、その経過を署長に報告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、警察署に勤務する地域警察官は、勤務例による勤務では効果的な地域警察活動ができないと認めるときは、直属の地域警察幹部を経て勤務の変更に係る署長の承認を受けなければならない。

3 署長は、警察署で当日勤務する地域警察官の勤務状況を把握するため、勤務場所、氏名

及び勤務例を記載した基本勤務表を作成するものとする。

(一部改正〔平成28年本部訓令15号〕)

(交替時及び招集時における点検等)

第15条 所属長は、交替制勤務の地域警察官に対しては、原則として交替時に、その他の地域警察官に対しては、原則として招集時において、それぞれ点検、訓示、指示等を行い、及び命令を徹底するとともに、必要な指導教養及び訓練を実施するものとする。この場合において、交替制勤務以外の地域警察官に対する指示、命令の徹底については、電話による伝達方法をとることができる。

2 所属長は、前項の規定による点検、訓示、指示等を実施する場合においては、第24条に規定する交番所長又は第23条に規定する班長に対して訓示、指示、指導教養等を行い、これを活動を共にする地域警察官（以下「相勤者」という。）に伝達させることができる。

3 所属長は、前2項の規定により交替制勤務の地域警察官に対して点検、訓示、指導教養等を実施する場合は、次に掲げる事項に留意し、交替をできる限り迅速に行わなければならない。

(1) 訓示、指導教養等は、あらかじめその内容を検討し、簡潔に行うこと。

(2) 指示、手配等は、必要なものに限定して行うこと。

4 署長は、交番に勤務する地域警察官の交替について、原則として交番で行わせるものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、本部長の承認を受けて、交番以外の場所での交替を行わせることができる。

(一部改正〔平成28年本部訓令15号〕)

(会議)

第16条 所属長は、地域警察幹部による会議を必要に応じて開催し、次に掲げる事項について協議し、もって、地域警察官に対する指導監督の統一及び各課係相互間の連絡調整を図るものとする。ただし、この会議は、協議事項に関係する地域警察幹部のみで開催することができる。

(1) 月間活動計画

(2) 活動重点の効果的推進方策

(3) 殉職・受傷事故防止方策

(4) その他地域警察活動について必要な事項

2 所属長は、地域警察官の勤務能率の発揮及び増進を図るため、地域警察官による会議等を随時開催し、地域警察活動についての反省、検討、意見交換等を行うものとする。

(一部改正〔平成28年本部訓令15号〕)

第2章 指導監督

(地域警察幹部の職務等)

第17条 地域警察幹部は、本部長又は署長を補佐し、地域警察に関する企画及び実施並びに他の課係との連絡調整に当たるとともに、率先して事件又は事故の処理を行うほか、部下に対する指導監督を行わなければならない。

2 地域警察幹部は、相互に緊密な連携を保つことにより、前項の職務を一体として効果的に遂行するように努めなければならない。

3 地域警察幹部以外の幹部は、地域警察官に対し、その所掌する事務のうち地域警察活動に必要なものについての指導教養を行わなければならない。

(地域部内所属長による巡回指導)

第17条の2 地域課長、地域部通信指令課長、自動車警ら隊長及び地域部鉄道警察隊長（以下この条において「地域部内所属長」という。）は、前条の職務を遂行するため、広島県警察の教養の実施に関する訓令（平成13年広島県警察本部訓令第19号）第21条の規定にかかわらず、巡回指導を年間を通じて恒常的に行うものとする。

2 前項の巡回指導を行うに当たっては、地域ブロック別の単位による複数の警察署の地域警察幹部を招集し、又は各々の交番及び駐在所を個別に訪問するなどして、前条第1項の指導監督のほか、警察署の地域課及び交番等の地域警察活動の実態及び勤務環境等（以下この条において「活動実態等」という。）の正確な把握を行うよう努めるものとする。

3 地域部内所属長は、前2項の職務を遂行するに当たり、必要により地域部内所属に配置された警部以上の警察官に命じて、その職務を行わせることができる。

4 地域部内所属長は、第1項により実施した指導監督事項及び第2項により把握した活動実態等のうち、改善を要すると認められる事項については、地域課長を経由して、被実施警察署長に通知するものとする。

(一部改正〔令和2年本部訓令9号〕)

(勤務日の活動重点の策定)

第18条 地域警察幹部は、地域警察活動を地域住民の期待に沿ったものとするため、地域警察官の自主性を尊重の上、地域実態に即した勤務日ごとの活動重点を策定するものとする。

2 地域警察官は、前項で示された活動重点及び地域の抱える要望、問題点等を勘案し、勤務日ごとの自主重点を策定するものとする。

(所属長の指導監督)

第19条 所属長は、地域警察活動の効率化を図るため、自ら又は所属の幹部に命じて、地域警察官に対する指導監督を積極的に行わなければならない。

2 署長は、地域警察官に対する指導監督を行うに当たっては、勤務箇所の実情、地域警察官の勤務の実態等を勘案して1月ごとにあらかじめ指導監督実施計画を策定し、効果的に実施しなければならない。

3 署長は、指導監督実施計画において、指導監督上の具体的項目、実施において見分すべき事項等の重点を示すものとする。

(指導監督上の留意事項)

第20条 地域警察幹部が地域警察官を指導監督する場合は、規則第13条第1項の規定によるほか、特に次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 命令、指示及び任務の付与は、具体的かつ明確に行うこと。

(2) 改善措置を講じなければならない事項については、必要により該当する地域警察官等から措置状況を復命させ、その結果を確認すること。

(3) 日常の職務の遂行に必要な知識及び技能を向上させるため、実務に即した教養に努めること。

(4) 地域警察官はそれぞれが直接住民と接して職務遂行することにかんがみ、地域警察官の適正妥当な判断ができる能力を高めるように努めること。

(5) 地域警察官それぞれの素質、個性等に応じて多様な知識及び技能が開発されるように努めること。

(6) 地域警察官から意見、希望等を聴取し、地域警察の刷新改善に努めること。

(指導監督の結果報告等)

第21条 地域警察幹部が指導監督を行った場合、必要に応じて、その結果について別記様式第2号による指導監督日誌及び広島県警察職員の身上把握、指導及び支援に関する訓令(平成23年広島県警察本部訓令第11号)第1条の2の指導票により、署長に報告しなければならない。

2 警察署に勤務する地域警察幹部以外の幹部が指導教養を実施した場合は、その結果について前項の指導監督日誌等を活用し、当該警察署の地域課の長(以下「署地域課の長」という。)を経由して署長に報告するものとする。

3 第17条の2に規定する地域部内所属長による巡回指導の結果報告の方法については、別に定めるところによる。

(一部改正〔平成28年本部訓令第15号・令和2年9号〕)

第3章 地域警察活動

第1節 交番、駐在所及び警察署所在地

(受持区)

第22条 署長は、交番、駐在所及び警察署所在地（以下「交番等」という。）の所管区における受持区を設定するものとする。

2 署長は、受持区の設定に当たっては、交番等に勤務する地域警察官の人員及び所管区内の世帯数、警察対象の状況、犯罪発生状況等を考慮するものとする。

3 署長は、受持区ごとに当該受持区を担当する地域警察官（以下「受持警察官」という。）を指定するものとする。ただし、必要により、受持区を担当しない地域警察官を交番等に配置することができる。

4 受持区には、警察署ごとにその管轄区域を通じて一連番号を付すものとする。

（一部改正〔平成28年本部訓令15号〕）

(班長)

第23条 1 当番日に2名以上の地域警察官を配置する交番及び警察署所在地に規則第16条の2第2項に規定する班長（以下「班長」という。）を置くものとする。

2 署長は、班長に警部補又は巡査部長（警部補又は巡査部長を配置できない場合は巡査長とし、巡査長を配置できない場合は巡査のうちの適任者とする。）をもって指定するものとする。この場合においては、次に掲げる事項を考慮しなければならない。

(1) 統率力及び指導力があること。

(2) 責任感がおう盛なこと。

(3) 相勤者との協調性があること。

3 署長は、班長に指定した地域警察官が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、その指定を解除するものとする。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合

(2) 前項に規定する指定の基準を欠くと認められる場合

(3) その他班長としての適格性を欠くと認められる場合

4 班長は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 相勤者に対する指導監督又は指導助言を行うこと。

(2) 相勤者相互間の融和及び協調を図ること。

(3) 相勤者の勤務及び事務処理の調整を図ること。

- (4) 勤務箇所における施設、装備資器材、書類等について保守管理の責任を負うこと。
- (5) 勤務日における自主活動重点及び具体的な実施要領を決定すること。
- (6) 所管区内の住民及び官公庁その他の関係機関との連携を緊密にし、協力体制を確立すること。
- (7) 他の勤務箇所及び他部門との連絡を緊密にし、警察総合力が発揮できるよう協調を図ること。
- (8) 勤務日に取り扱った事件又は事故、手配、願届、その他の事務処理の状況を別記様式第3号による交番引継書により引き継ぎ、その徹底を図ること。

(一部改正〔平成30年本部訓令14号〕)

(交番所長)

第24条 署長は、警部が配置されている交番以外の交番に交番所長を置くことができる。

- 2 署長は、交番所長に警部補をもって指定するものとする。
- 3 交番所長は、自ら率先して地域警察活動を行うほか、次に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 所管区における地域警察活動の重点とその推進要領を策定すること。
 - (2) 地域の実情に応じて、交番の地域警察官を弾力的に運用すること。
 - (3) 通常基本勤務、事件又は事故の現場における初動的な措置その他の地域警察活動に関して指揮監督を行うこと。
 - (4) 交番の個々の地域警察官の能力、個性等を踏まえ、現場に即して具体的に指導教養を行うこと。
 - (5) 他の交番等との連絡調整を行うこと。
 - (6) 関係機関、団体等との連絡調整に当たること。

(一部改正〔平成22年本部訓令26号・30年14号〕)

(ブロックの設定)

第25条 署長は、規則第21条の2第1項に規定する統合運用を図るため必要があると認めるときは、2以上の交番等を組み合わせてブロックを設定することができる。

- 2 ブロックは、交番等の数、地理的状況、事件又は事故の発生状況及び警察対象並びにブロックごとの負担の均衡を考慮して設定するものとする。
- 3 署長は、ブロックを設定した場合には、当該ブロックにおける地域警察官の活動を統括する地域警察幹部（以下「ブロック長」という。）を指定しなければならない。
- 4 署長は、ブロックを設定し、及び運用しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして本部長に報告しなければならない。

(1) ブロックにおいて運用しようとする交番等の名称

(2) 拠点となる交番等の名称

(3) 運用の方法

(一部改正〔平成30年本部訓令14号〕)

(方面の設定)

第25条の2 署長は、警察署管内の各地域の実情に応じた活動を行わせるため、2以上のブロックを組み合わせ、警察署の管轄区域を分割した方面を設定することができる。

2 方面は、ブロックの数、地理的状況、事件又は事故の発生状況及び警察対象並びに方面ごとの負担の均衡を考慮して設定するものとする。

3 署長は、方面を設定し、及び運用しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして本部長に報告しなければならない。

(1) 方面において運用しようとする交番等の名称

(2) 運用の方法

(警ら区の設定等)

第26条 署長は、第11条第2号の規定により警ら区を設定する場合には、交番等に勤務する地域警察官の人員及び所管区内の実態を勘案するものとする。この場合において、特に必要があると認めるときは、隣接する交番等の警ら区を組み合わせ共同警ら区を設定することができるものとする。

2 署長は、第11条第2号の規定により警ら要点を指定する場合には、警ら区（前項の規定による共同警ら区を含む。以下同じ。）ごとに警察活動上重要な地点又は対象を選定して、警ら要点を定めるものとする。

3 署長は、警ら区内の必要と認められる箇所に回寄所を設定するものとする。

4 署長は、警ら区ごとに、それぞれの警察活動上の重要度に応じた警らを実施させなければならない。

(一部改正〔平成25年本部訓令18号〕)

(地域警察官の所管区責任等)

第27条 交番等に勤務する地域警察官は、当該所管区において共同して地域警察の任務を遂行する責任を負うとともに、受持警察官は、その担当する受持区について地形、地物、交通事情、民情及び風俗、住民の居住実態、困りごと、意見及び要望、事件又は事故の発生状況等地域社会の実態を的確に掌握し、地域警察の任務を遂行する責任を負うものとする。

(交番の活動)

第28条 交番の活動は、所内活動及び所外活動とする。

2 前項の活動は、規則第5条第1項第1号に規定する勤務方法のうち、所内活動にあつては立番及び在所により、所外活動にあつては警ら及び巡回連絡により行うものとする。

(立番)

第29条 立番は、規則第18条第1項の規定によるほか、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) できるだけ視野の広い場所に位置し、おう盛な警戒心と厳正な勤務態度により、行うこと。
- (2) 異常又は不審と認められる事象の発見及びその真相の究明に努める等積極的に職務の執行に当たること。
- (3) 諸願届の受理その他来訪者に対する応接を丁寧迅速に行うこと。
- (4) 付近を通行する人に対して、積極的に声をかけ、交通事故防止や防犯指導などのアドバイスを適宜適切に行うこと。

2 署長は、人通りがほとんどないなど周囲の交通環境により、当該交番等において立番をすることが効果的でないと認めたときは、立番に替えて、効果的と判断される場所における交通監視活動を行わせることができる。

(在所)

第30条 在所は、規則第18条第3項の規定によるほか、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 書類の作成整理等に当たっては、急訴事案の発生に伴う現場臨場に即応できる態勢で行うこと。
- (2) おう盛な警戒心と厳正な勤務態度により外部に対する警戒を行うとともに、来訪者に対する応接は丁寧迅速に行うこと。

(警ら)

第31条 警らは、規則第19条第1項の規定によるほか、次により行うものとする。

- (1) 警ら区ごとに、警ら要点を含めた乱線警らを行うものとする。ただし、規則第19条第2項ただし書による警らの実施は、署長が地域の実情、治安情勢等により必要と認めて指定した場合に限るものとする。
- (2) 警らにおいては、努めて回寄所への立ち寄りのほか、自治会長、交番・駐在所連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の委員など地域のコミュニティーリーダー等を訪問することとする。

(一部改正〔平成22年本部訓令26号・25年18号〕)

(巡回連絡)

第32条 巡回連絡は、規則第20条の規定によるほか、地域の実態に応じ、計画的かつ効率的に実施するものとする。

- 2 巡回連絡は、受持警察官が受持区内の各戸を訪問し、居住者等と直接面接して要望等を把握することを基本とする。
- 3 署長が治安上必要があると認める場合は、特別巡回連絡を行うものとする。
- 4 その他巡回連絡の実施について必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔平成30年本部訓令14号〕)

(所外活動時の留意事項)

第32条の2 交番に勤務する地域警察官は、所外活動に際し、出発、帰着その他所外活動の状況について、勤務する警察署に随時報告するものとする。

(追加〔平成19年本部訓令30号〕)

(休憩)

第33条 交番に勤務する地域警察官の休憩は、交番内で行わなければならない。ただし、地域警察幹部の承認を受けたときは、応急の勤務に服することのできる場所で休憩することができる。

(駐在所及び警察署所在地の活動等)

第34条 駐在所及び警察署所在地の活動は、所内活動及び所外活動とする。

- 2 前項の活動は、規則第5条第1項第1号に規定する勤務方法のうち、所内活動にあつては在所により、所外活動にあつては警ら及び巡回連絡により行うものとする。

なお、周囲の状況等を勘案して実施することが効果的であると認められる場合は、所内活動として立番を行うものとする。

- 3 前項の在所については第30条の規定を、警らについては第31条の規定を、立番については第29条の規定を、巡回連絡については第32条の規定を、それぞれ準用する。
- 4 駐在所又は警察署所在地に勤務する地域警察官の所外活動時の留意事項については、第32条の2の規定を準用する。
- 5 駐在所又は警察署所在地に勤務する地域警察官の休憩については、前条の規定を準用する。

(一部改正〔平成19年本部訓令30号〕)

(管内図の作成等)

第35条 交番等においては、公衆の利便に供するとともに、所管区内の実態の掌握に資するため、次に掲げる事項を表示した管内図を作成し、所内の見えやすい場所に掲示しておくものとする。

- (1) 道路、河川、橋りょうその他の地勢
- (2) 市町村の区域並びにこれらの名称及び地番
- (3) 官公署、銀行、学校その他の主要施設の位置及び名称
- (4) 当該交番等の位置
- (5) その他必要な事項

第2節 移動交番車、臨時派出所及び警備派出所

(移動交番車の派遣等)

第36条 署長は、警察署又は交番等から遠距離にある住宅団地その他地域警察活動が十分でないと思われる地域がある場合には、当該地域に移動交番車を派遣して、地域警察活動を補うものとする。

2 署長は、移動交番車を計画的かつ能率的に運用するため、次に掲げる事項を内容とする移動交番車の月間活動計画を策定するものとする。

- (1) 活動重点
- (2) 活動日及び活動時間
- (3) 活動地域
- (4) 駐留場所の指定並びに在所及び警らの活動時間の割り振り
- (5) 乗務員の割り振り

3 移動交番車の活動等については、署長が別に定める。

(臨時派出所の設置)

第37条 署長は、本部長の承認を受けて、次に掲げる地域に臨時派出所を設置することができる。ただし、臨時派出所の設置の期間が2月に満たない場合は、本部長の承認を要しないものとする。

- (1) 新興団地の建設等により人口が急増し、警察事象の増加が予想される地域
- (2) 大規模な土木工事等により一時的に人口が増加し、警戒が必要と認められる地域
- (3) 季節により、行楽客、外国人等の観光客等が一時的に集中する地域

(一部改正〔平成28年本部訓令15号〕)

(臨時派出所の活動等)

第38条 臨時派出所は、当該設置場所を所管区とする交番等の地域警察活動を補うものとする。

る。

2 臨時派出所の活動等は、署長が別に定める。

(警備派出所の活動等)

第39条 警備派出所の活動等については、規則第27条の規定によるほか、当該警備派出所の設置場所を管轄する署長が別に定めるものとする。

第3節 警ら用無線自動車

(機動警ら区の設定等)

第40条 地域部自動車警ら隊（以下「自動車警ら隊」という。）の活動区域、機動警ら区及び機動警ら要点は、広島県警察自動車警ら隊の運用に関する訓令（昭和54年広島県警察本部訓令第11号。以下「自動車警ら隊運用訓令」という。）に定めるところによるものとする。

2 警察署の警ら用無線自動車の機動警ら区の設定及び機動警ら要点の指定については、第26条の規定を準用する。

(警ら用無線自動車の活動)

第41条 警ら用無線自動車の活動は、機動警ら及び待機の勤務方法により行うものとする。

(機動警ら)

第42条 機動警らは、規則第25条の規定によるほか、次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 機動警ら区ごとに、機動警ら要点を含めた乱線警らを行うこと。
- (2) 機動警ら中は、交番等に立ち寄るなどして、受持警察官等との連携を確保すること。
- (3) 機動警らに際し、出発、帰着、事件、事故等の事案の処理状況その他警ら用無線自動車の活動状況について、勤務する隊又は警察署及び通信指令室に対して随時報告を行うこと。
- (4) 犯罪情勢、交通事情等から特に必要があるものとして自動車警ら隊長又は署長から指示された場合においては、機動警ら中、当該指定された場所における駐留警戒を行うこと。

2 機動警らに際し、事件又は事故が発生した場合には、現場に急行するとともに、迅速的確に緊急初動措置をとらなければならない。

(一部改正〔平成19年本部訓令30号〕)

(待機)

第43条 待機は、規則第26条の規定により行うものとする。

(休憩)

第44条 警ら用無線自動車に勤務する地域警察官の休憩については、第33条の規定を準用する。

(連携運用)

第45条 自動車警ら隊において勤務する地域警察官(以下「自動車警ら隊員」という。)は、当該活動区域内の警察署又は交番等において勤務する地域警察官との連携を積極的に図るものとする。

2 自動車警ら隊長及び自動車警ら隊の活動区域を管轄する警察署長は、警ら用無線自動車に関する月間活動計画を策定するに当たっては、相互に緊密な連携を執らなければならない。

3 署長は、警ら用無線自動車の運用計画の策定、勤務日における活動重点の指示等に当たっては、隣接する警察署の警ら用無線自動車との連携が保たれるよう配意しなければならない。

(事件、事故等の引継ぎ)

第46条 自動車警ら隊員が、その活動区域内で取り扱った事件、事故等の引継ぎについては、自動車警ら隊運用訓令に定めるところによる。

(応援要請)

第47条 署長は、治安情勢、その他の理由により、他の警察署の警ら用無線自動車の応援が必要であると認めるときは、地域課長を経由して、本部長に対し、他の警察署の警ら用無線自動車の応援を要請することができる。

2 自動車警ら隊の警ら用無線自動車の応援要請をする場合は、自動車警ら隊運用訓令に定めるところによるものとする。

第3章の2 地域の生活安全センターとしての活動

(生活安全センター)

第47条の2 交番等は、地域社会の安全と平穏を確保する警察の基本機関であることから、警察が担当する地域安全の最も重要な拠点としての生活安全センターに位置付ける。

2 生活安全センターである交番等においては、規則第2条に規定する任務の遂行に当たり、次の活動を中心に据えるものとする。

(1) 要望把握活動

(2) 問題解決活動

(3) 情報発信活動

(要望把握活動)

第47条の3 要望把握活動は、地域社会との関係を構築し、地域住民の要望に応じた活動を推進するため、次により行うものとする。

- (1) 巡回連絡の効果的推進
- (2) 連絡協議会の活性化
- (3) コミュニティーリーダー等への立ち寄り
- (4) その他地域警察活動

2 前項の連絡協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

(問題解決活動)

第47条の4 問題解決活動は、前条の活動により把握した要望に基づき、次により取り組むものとする。

- (1) 警ら、犯罪検挙活動
- (2) 警察独自又は地域住民、自治体、町内会、ボランティア団体等と連携した問題解決活動
- (3) 高齢者、身体障害者、外国人等に対する支援活動
- (4) 被害者支援活動
- (5) 住民等が行う地域安全活動への支援、連携

(一部改正〔平成28年本部訓令15号〕)

(情報発信活動)

第47条の5 情報発信活動は、生活安全センターである交番等に集約された事件・事故の発生状況など地域安全情報等について、次により地域安全組織への連絡及び地域住民等に対する情報提供を行うものとする。

- (1) 広島県警察のホームページその他のインターネットの活用
- (2) 交番速報のタイムリーな発行と掲示による活用
- (3) ミニ広報紙の発行とその配布又は回覧による活用
- (4) ケーブルテレビ、防災無線、電光表示装置、自治体等広報紙その他メディアの効果的活用
- (5) 警察用航空機の活用
- (6) 巡回連絡、各種会合等への出席等

(一部改正〔平成28年本部訓令15号〕)

第4章 交番相談員

第47条の6 所管区の実態を勘案して、特に必要があると認める交番に、規則第30条に規定

する交番相談員を置く。

2 その他交番相談員について必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔令和2年本部訓令7号〕)

第5章 雑則

(勤務日誌等)

第48条 地域警察官は、次の各号に掲げる勤務箇所に応じて、それぞれ当該各号に定める様式の勤務日誌に毎日の取扱事項その他勤務の状況を簡明に記載して、勤務箇所における地域警察活動の状況を明らかにしておかなければならない。この場合において、交番等及び警備派出所にあっては、地域警察官ごとに勤務日誌を作成するものとする。

(1) 交番等 別記様式第4号

(2) 警ら用無線自動車(自動車警ら隊を除く。) 別記様式第5号

(3) 警ら用無線自動車(自動車警ら隊に限る。)及び警備派出所 所属長が別に定める様式

2 前項の勤務日誌には、別記様式第6号による地域警察官活動時間・活動実績集計表をつくり、毎日の活動実績を集計しておくものとする。

3 交替制勤務の地域警察官の勤務日誌及び活動時間・活動実績集計表は、勤務箇所内の施設のできるロッカー等に一括して保管しなければならない。

(一部改正〔平成22年本部訓令26号・28年15号・30年14号〕)

(備付け簿冊)

第49条 勤務箇所ごとに備え付ける簿冊の名称及びその保存期間は、別表第3に定めるとおりとする。

(人事異動時の事務引継ぎ)

第50条 人事異動時における事務引継ぎについては、広島県警察本部処務規程(昭和30年広島県警察本部訓令第17号)第63条又は広島県警察署処務規程(昭和30年広島県警察本部訓令第18号)第73条の規定によるほか、別記様式第7号による管内実態掌握状況等引継書により行うものとする。

(一部改正〔平成28年本部訓令15号・30年14号〕)

(班長を置かない交番における毎交替時の事務引継ぎ)

第51条 第23条に規定する班長を置かない交番における毎交替時の事務引継ぎは、同条第4項第8号の規定を準用する。

(一部改正〔平成30年本部訓令14号〕)

(細則の制定)

第52条 所属長は、この訓令の施行に関する必要な細則を定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(帳票に関する経過措置)

2 この訓令による改正前の広島県警察の地域警察運営に関する訓令による様式により作成された帳票でこの訓令の施行の際現に各所属の在庫に係るものは、この訓令による改正後の広島県警察の地域警察運営に関する訓令による様式により作成された帳票とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則 (平成5年12月24日本部訓令第31号)

1 この訓令は、平成6年1月1日から施行する。

2 この訓令による改正前の訓令による様式により作成された用紙で、この訓令施行の際現に各所属の在庫に係るものは、この訓令による改正後の訓令による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則 (平成6年9月27日本部訓令第27号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年9月27日本部訓令第28号)

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第40条中広島県警察の地域警察運営に関する訓令に第4章を加える改正規定は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月10日本部訓令第5号)

この訓令は、平成7年3月11日から施行する。

附 則 (平成7年12月7日本部訓令第28号) 抄

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年4月1日本部訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年11月11日本部訓令第22号) 抄

(実施期日)

1 この訓令は、平成11年11月11日から施行する。

附 則（平成12年3月21日本部訓令第9号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年8月29日本部訓令第35号）

この訓令は、平成12年8月29日から施行する。

附 則（平成12年9月28日本部訓令第36号）

この訓令は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成12年12月1日本部訓令第39号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成12年12月1日から施行する。

附 則（平成12年12月6日本部訓令第41号）

この訓令は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成13年3月14日本部訓令第3号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成13年3月15日から施行する。

附 則（平成14年4月1日本部訓令第21号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月26日本部訓令第49号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年12月26日本部訓令第40号）

この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日本部訓令第9号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月17日本部訓令第9号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日本部訓令第9号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日本部訓令第18号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日本部訓令第15号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月5日本部訓令第30号）

この訓令は、平成19年10月5日から施行する。

附 則（平成19年12月7日本部訓令第33号）

この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則（平成21年3月11日本部訓令第4号）

この訓令は、平成21年3月11日から施行する。

附 則（平成21年12月28日本部訓令第31号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 〔前略〕第11条の規定による改正後の広島県警察の地域警察運営に関する訓令の規定は、この訓令の施行の日以後において開始する勤務から適用し、同日前から開始し、引き続き施行の日に行った勤務については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月23日本部訓令第7号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月23日本部訓令第26号）

この訓令は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成25年7月10日本部訓令第8号）

この訓令は、平成25年7月10日から施行する。

附 則（平成25年12月24日本部訓令第18号）

この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日本部訓令第5号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月28日本部訓令第2号）

この訓令は、平成28年2月29日から施行する。

附 則（平成28年3月29日本部訓令第15号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月10日本部訓令第15号）

この訓令は、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）の施行の日（平成29年7

月13日) から施行する。

附 則 (平成30年11月14日本部訓令第14号)

この訓令は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月12日本部訓令第7号) 抄
(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月12日本部訓令第8号) 抄
(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月12日本部訓令第9号)
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月12日本部訓令第1号) 抄
(施行期日)

1 この訓令は、令和3年1月18日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日本部訓令第16号) 抄
(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

(全部改正〔平成21年本部訓令31号〕、一部改正〔平成30年本部訓令14号〕)

地域警察官の勤務時間割基準表

勤務時間		勤務時間								
		点検訓 示教養 等	所外活動			所内事務			合計	
			警ら・ 機動警 ら	巡回連 絡	計	在所	立番	計		
勤務箇所	勤務区分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	
交番・署所 在地	当番日	0:30	8:00	3:00	11:00	3:00	1:00	4:00	15:30	
	日勤日		3:30	3:00	6:30	1:15		1:15	7:45	
	交番所 長等	当番日	0:30	8:00	3:00	11:00	4:00		4:00	15:30
		日勤日		3:30	2:00	5:30	2:15		2:15	7:45
		日勤日(7	0:30	3:00	2:00	5:00	2:15		2:15	7:45

		交替)								
警ら用無	当番日		0 : 30	12 : 00		12 : 00	3 : 00		3 : 00	15 : 30
線自動車	日勤日			6 : 00		6 : 00	1 : 45		1 : 45	7 : 45
駐在所	日勤日	第1	0 : 30	3 : 00	3 : 00	6 : 00	1 : 15		1 : 15	7 : 45
		第2		2 : 00	1 : 00	3 : 00	0 : 45		0 : 45	3 : 45

注

- 1 交番所長等とは、交番所長及び交番に配置された警部補の階級にあるブロック長をいう。
- 2 駐在所の立番は、所管区の実態に応じ署長が定める。

別表第2（第8条関係）

（全部改正〔平成28年本部訓令15号〕、一部改正〔平成29年本部訓令15号・令和2年9号・4年16号〕）

地域警察官の事件又は事故の措置基準

事案種別	初動的措置	主管課との関係
犯罪被害の取扱い (例) 暴行 傷害 窃盗 詐欺 住居侵入 器物損壊	<p>1 受理</p> <p>(1) 管轄のいかんにかかわらず、届出を受理する。</p> <p>(2) 本署地域警察幹部又は当直主任者(以下「本署地域警察幹部等」という。)に報告する。</p> <p>2 措置</p> <p>現場臨場を必要とする事犯については、速やかに臨場して、次の措置をとる。</p> <p>(1) 現場見分、捜索等の初動捜査を行う。</p> <p>(2) 縄張り等適宜の方法で遮断線を設け、現場保存をする。</p> <p>(3) 遺留品、現場指紋等の資料の発見に努めるとともに、証拠の保全に当たる。</p> <p>(4) 目撃者及び参考人を確保する。</p> <p>(5) 現金以外の窃盗事件については、被害品即報する。</p>	<p>1 初動的措置を終えた場合は、主管課及び当直(以下「主管課等」という。)に捜査を引き継ぐ。ただし、必要がある場合は、本署地域警察幹部等の指示により主管課の現場活動を補助する。</p> <p>2 主管課の警察官が臨場できない場合は、現場鑑識活動を行う。</p>

<p>急訴事件の取扱い</p> <p>(例)</p> <p>殺人</p> <p>強盗</p> <p>放火</p> <p>強制性交等</p> <p>恐喝</p> <p>特異重要な窃盗・詐欺</p> <p>強制わいせつ</p> <p>略取誘拐</p> <p>その他緊急措置を要する事案</p>	<p>1 受理</p> <p>(1) 事件の概要を確認する。</p> <p>(2) 事案の内容によっては、飛び越え報告を行う。</p> <p>(3) 本署地域警察幹部等に報告する。</p> <p>2 措置</p> <p>速やかに現場に臨場し、次の措置をとる。</p> <p>(1) 犯人の逮捕及び初動捜査を行う。</p> <p>(2) 負傷者があるときは、原状を変更しないよう速やかに負傷者の救護の措置をとる。</p> <p>(3) 犯罪敢行中のものは、その制止又は検挙を行う。</p> <p>(4) 縄張り等適宜の方法で遮断線を設け、現場保存をする。</p> <p>(5) 遺留品、現場指紋等の資料の発見に努めるとともに、証拠の保全に当たる。</p> <p>(6) 目撃者及び参考人を確保する。</p>	<p>主管課の警察官が現場に到着した場合又は初動的措置を終えた場合は、主管課等に捜査を引き継ぐ。</p>
<p>犯人の逮捕</p>	<p>1 次に掲げる逮捕の要件、理由等を確認して逮捕する。</p> <p>(1) 被疑事実</p> <p>(2) 犯人の特定</p> <p>(3) 証拠の有無</p> <p>(4) 逮捕の必要性の判断</p> <p>(5) 常人逮捕の場合は、逮捕者の住所・氏名及び逮捕の理由</p> <p>(6) 指名手配被疑者の逮捕の場合は、逮捕状の有効期間</p> <p>2 逮捕後、直ちに徹底した身体捜検を行い、証拠物及び凶器の発見に努める。</p> <p>3 逮捕現場の搜索及び差押えをする。</p>	<p>1 緊急逮捕状の請求は、主管課等において行う。</p> <p>2 逮捕した被疑者（簡易書式例対象事件を除く。）を関係書類とともに主管課等に引き継ぐ。</p>

	4 本署地域警察幹部等に報告の上、連行する。	
被疑者の任意同行及び取調べ	<p>1 本署地域警察幹部等に報告の上、本署又は交番・駐在所に任意同行する。ただし、そのいとまがないときは、本署又は交番・駐在所に任意同行した後、速やかに本署地域警察幹部等に報告するものとする。</p> <p>2 被同行者、参考人等が任意提出した証拠物は領置する。</p> <p>3 事実を明らかにするための物的証拠及び情況証拠の収集及び保全に当たる。</p> <p>4 任意同行した被疑者を取り調べる。</p>	<p>1 簡易書式例対象事件及び微罪処分対象事件以外の事件の被疑者については、関係書類と共に署地域課長を通じて主管課に引き継ぐ。</p> <p>2 被疑者供述調書は原則として主管課において作成するが、犯罪検挙の端緒を得、又は直接処理に携わった事案については、主管課に事件状況を速報し、主管課の指示により被疑者供述調書を作成することができる。</p>
変死事案	<p>1 受理</p> <p>(1) 届出者及び第1発見者から、発見時間、住所、氏名等を確認し、事実の概要を聴取する。</p> <p>(2) 本署地域警察幹部等に報告する。</p> <p>2 措置</p> <p>速やかに現場に臨場し、次の措置をとる。</p> <p>(1) 現場保存をする。</p> <p>(2) 死体が公衆の目に触れないように、措置する。</p> <p>(3) 所持金品の盗難等のないように措置する。</p> <p>(4) 身元確認等のための初期的な資料収集をする。</p>	<p>検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）によるものは、主管課において必要な手続をとるが、必要により補助することができる。</p>

火災事件	<p>1 事件聞知 火災事件について聞知し、又は受理したときは、本署地域警察幹部等及び消防機関に急報する。</p> <p>2 措置 速やかに現場に臨場し、次の措置をとる。</p> <p>(1) 負傷者の救護の措置をとる。</p> <p>(2) 第1発見者、参考人等を確保する。</p> <p>(3) 交通整理及び交通規制の実施並びに現場の警戒に当たる。</p> <p>(4) 縄張り等適宜の方法で遮断線を設け、現場保存をする。</p>	<p>主管課の警察官が現場に到着したときは、事件の概要及びそれまでにとった措置を報告して引き継ぎ、状況に応じて現場捜査活動に従事する。</p>
簡易書式例対象事件	<p>1 簡易書式例対象事件の要件に該当するかを検討し、本署地域警察幹部に報告して指揮を受ける。</p> <p>2 地域警察官が簡易書式例対象事件の被疑者を特定した場合（一般人から引渡しを受けたときを含む。）は、署地域課長又は当直主任者（以下「署地域課長等」という。）の指揮を受けて取調べ等必要な捜査を行い、必要な捜査書類を作成し、署地域課長にこれを提出する。ただし、次に掲げる事件を除く。</p> <p>(1) 余罪が多数ある事件</p> <p>(2) 勾留が必要と認められる事件</p> <p>(3) 前科（交通関係を除く。）を有する者による事件</p> <p>(4) 被疑者又は被害者が暴力団関係者である事件</p> <p>(5) 麻薬等の中毒者による事件</p> <p>(6) 在日米軍の構成員、軍属又はこれらの</p>	<p>1 送致書及び犯罪事件処理簿は、原則として警部補以上の地域警察幹部が作成し、決裁後、証拠品と共に主管課に引き継ぐ。</p> <p>2 逮捕事件の取扱いについて、本署地域警察幹部は、主管課と身柄の措置について協議し、身柄を留置する場合は、関係書類及び証拠品と共に主管課に引き継ぐ。</p> <p>3 捜査中に、除外事件と判明したときは、署地域課長を通じて、関係書類及び証拠品を主管課に引き継ぐ。</p> <p>4 簡易書式例対象事件のうち、風俗事犯については、原則として主管課におい</p>

	<p>家族の関係する事件</p> <p>(7) その他他部門が取り扱うことが適当な事件（知名人による事件、被害高額な事件等社会の注目を浴びるおそれのある事件等）</p>	<p>て必要な捜査書類を作成するが、必要によりこれを補助することができる。</p>
微罪処分対象事件	<p>1 微罪処分対象事件の要件に該当するかを検討し、本署地域警察幹部に報告して指揮を受ける。</p> <p>2 微罪処分対象事件の被疑者を特定した場合（一般人から引渡しを受けたときを含む。）は、署地域課長等の指揮を受けて取調べをし、微罪処分手続書等の必要な関係書類を作成し、署地域課長にこれを提出する。</p>	<p>1 署地域課長は、関係書類を確認し、決裁後、主管課に引き継ぐ。</p> <p>2 処理中に、微罪処分対象事件でないと判明した場合は、原則として、速やかに当該事件を主管課に引き継ぐ（簡易書式例対象事件と判明した場合は、その項の定めるところによる。）。</p>
交通事故の取扱い	<p>1 事件聞知</p> <p>交通事故事件について聞知し、又は受理したときは、本署地域警察幹部等に報告する。</p> <p>2 措置</p> <p>速やかに現場に臨場し、次の措置をとる。</p> <p>(1) 負傷者の救護をする。</p> <p>(2) 現場の危険防止措置に当たる。</p> <p>(3) 交通の障害除去及び速やかな通行の確保をする。</p> <p>(4) 目撃者及び参考人を確保する。</p> <p>(5) 現場保存をする。</p>	<p>1 人傷事故は、原則として主管課が事故処理に当たるが、主管課の警察官が臨場できない場合で、本署地域警察幹部等から指示のあったときは、事故処理に当たる。</p> <p>2 物損事故で違反行為が明確に立証され、交通切符又は反則切符で処理できるもの及び初動的な措置により処理できるものについては処理する。</p> <p>3 主管課の警察官が現場に到着した場合は、必要に応</p>

		じて実況見分等を補助する。
ひき逃げ交通事故の取扱い	<p>1 受理</p> <p>(1) 届出人の住所及び氏名、事故概要、被疑者の特徴並びに被疑車両の登録番号等を確認する。</p> <p>(2) 事案の概要の飛び越え報告を行う。</p> <p>2 措置</p> <p>速やかに現場に臨場し、交通事故の取扱いの項に準じた措置を講じるほか、特に現場の遺留品などの散乱状況を確認の上、保存する。</p> <p>3 現場臨場後、新たな事実が判明した場合には、これを即報する。</p>	<p>主管課の警察官が現場に到着した場合は、現場における捜査及び現場鑑識活動を補助する。</p>
<p>非行少年等の取扱い</p> <p>犯罪少年</p> <p>触法少年</p> <p>ぐ犯少年</p> <p>不良行為少年</p>	<p>1 犯罪少年を発見したときは、犯人の逮捕の項に準じて行うほか、やむを得ず逮捕連行するときも、公衆の目に触れないようにし、言動に注意する。</p> <p>2 本署地域警察幹部等及び主管課に報告の上、本署に連（同）行し、主管課に引き継ぐ。ただし、地域警察官が端緒を得た事案については、主管課からの指示を受け、継続して処理することができる。</p> <p>3 非行防止上少年に所持させておくことが適当でないと認められる物件を少年が所持していることを発見した場合は、法令の規定により押収する場合を除き、理由を求めて一時これを預かり、主管課に引き継ぐ。</p>	<p>1 本署地域警察幹部等及び主管課は、引継ぎの迅速適正化に配意し、地域警察官を速やかに所管区活動に復帰させる。</p> <p>2 少年から一時預かった物件の措置は、主管課等で行う。</p>
<p>要保護者の取扱い</p> <p>(例)</p>	<p>本署地域警察幹部等に報告の上、臨場して次の措置をとる。</p> <p>(1) 自己又は他人に危害を与えるおそれ</p>	<p>1 身柄は、原則として主管課等に引き継ぐ。</p> <p>2 措置の概要を主管課等に</p>

泥酔者 自殺企図者 精神障害者 行旅病人 行方不明者 迷い子 要保護少年 児童虐待を受けたと思われる児童	のある状態のときは、これを制止する。 (2) その者の所持する物件は保管し、原則として本署に同行する。 (3) 行旅病人、自殺企図者等で救護を必要とする者は、本署、病院等の適当な施設に同行する。 (4) 現場付近の関係者から事情を聴取する。	連絡する。
その他事故等の 取扱い 火薬類、ガス等の爆発事故及び地震、水害等の災害	1 事件聞知 その他事故等について聞知し、又は受理したときは、本署地域警察幹部等に報告する。 2 措置 直ちに臨場し、次の措置をとる。 (1) 負傷者の救護及び避難措置に当たる。 (2) 被害の拡大防止措置をとる。 (3) 縄張り等適宜の方法で遮断線を設け、現場保存をする。 (4) 交通整理及び交通規制の実施並びに現場の警戒に当たる。 (5) 第1発見者、参考人等を確保する。 (6) 関係者から行方不明者等に関する聴取及び行方不明者等の搜索をする。	主管課の警察官が現場に到着した場合は、主管課に事案を引き継ぐ。ただし、必要がある場合には、現場における事案の処理について補助する。

別表第3 (第49条関係)

(全部改正〔平成28年本部訓令15号〕、一部改正〔平成30年本部訓令14号・令和2年8号・3年1号〕)

勤務箇所の備付け簿冊

区分	簿冊名	保存 期間	勤務場所					
			幹部	交	移動	臨時	警備	警ら

			交番	番・駐 在 所・警 察署 所在 地	交番 車 所	派出 所	派出 所	用無 線自 動車
規程類	署諸規程	※	○	○			○	
	示達	※	○	○			○	
	執務教養資料	※	○	○			○	
日誌類	勤務（活動）日誌	1	○	○	○	○	○	○
	交番引継簿	1	○	○			○	○
	管内実態把握状況等引継書	5	○	○			○	
	拳銃引継簿	1	○					
	無線機器点検・引継・出納簿（交番 等用）	1	○	○			○	○
	受傷事故防止用器材点検簿	1	○	○			○	○
巡回連絡 関係	巡回連絡カードつづり	※	○	○				
	巡回連絡カード索引	※	○	○				
	巡回連絡予定表	1	○	○				
	巡回連絡実施表	1	○	○				
	転出世帯巡回連絡カードつづり	1	○	○				
記録	管内要覧	※	○	○			○	
	重要物件進達簿	1	○	○			○	
	立入調査簿	※	○	○				
	捜査基礎資料簿	※	○	○			○	
	被害届写しつづり	7	○	○			○	
	視察簿	※	○	○				
	品触取扱簿	1	○	○				

注 保存期間のうち※印については、編てつされた各文書ごとの保存期間又は対象の異動
若しくは事案の完結に応じて、各文書を加除・訂正すること。

別記様式第1号（第7条関係）

（一部改正〔平成28年本部訓令2号・30年14号・令和2年9号〕）

様式第1号の2（第8条関係）

（追加〔令和2年本部訓令9号〕、一部改正〔令和4年本部訓令16号〕）

様式第2号（第21条関係）

（一部改正〔平成30年本部訓令14号・令和2年9号〕）

様式第3号（第23条、第51条関係）

（全部改正〔平成28年本部訓令15号〕、一部改正〔令和2年本部訓令9号〕）

様式第4号（第48条関係）

（全部改正〔平成22年本部訓令26号〕、一部改正〔平成26年本部訓令5号・30年14号・令和2年9号〕）

様式第5号（第48条関係）

（全部改正〔平成22年本部訓令26号〕、一部改正〔平成26年本部訓令5号・30年14号・令和2年9号〕）

様式第6号（第48条関係）

（全部改正〔平成28年本部訓令15号〕、一部改正〔平成30年本部訓令14号・令和2年9号〕）

様式第7号（第50条関係）

（全部改正〔平成28年本部訓令15号〕、一部改正〔平成30年本部訓令14号・令和2年9号〕）